

企業年金の充実・安定化

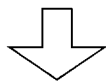
企業年金の充実・安定化を図るため、

- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置(3年間の時限措置)など厚生年金基金の安定化
- ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
- ③ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)の措置を講じます。

厚生年金基金の免除保険料[※]率の凍結解除

(平成17年4月実施)

- 平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結しました。



- 今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見直しに基づいて見直し、設定します。
現行：平均2.8%(下限2.4%～上限3.0%)
→ 見込み：平均3.7から3.8%程度(下限2.4%～上限5.0%)

※ 免除保険料とは、厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要なものとして、国に納めることが免除される保険料のことです。免除された分は、厚生年金基金に代行部分の原資として納められます。

厚生年金基金の解散の特例措置

(平成17年4月実施)

<分割納付>

- 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、納付計画の承認を受けた上で、不足分の分割納付を認めることとします。(原則5年以内。不足分には、厚生年金本体の運用利回り実績で付利)

<納付額の特例>

- 一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金(その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額)を納付額とすることを認めることとします。

(参考) 特例措置の期限

本特例措置は、3カ年の時限措置(施行から3年以内の申請)とします。

確定拠出年金の充実

拠出限度額の引上げ(平成16年10月実施)

○ 年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行います。

(企業型)	他の企業年金がない場合	(月額)3.6万円→4.6万円
	他の企業年金がある場合	(月額)1.8万円→2.3万円
(個人型)	企業年金がない場合	(月額)1.5万円→1.8万円
	自営業者等	(月額)6.8万円→6.8万円

※ 厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃します。

中途引出し要件の緩和(平成17年10月実施)

○ 資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和します。

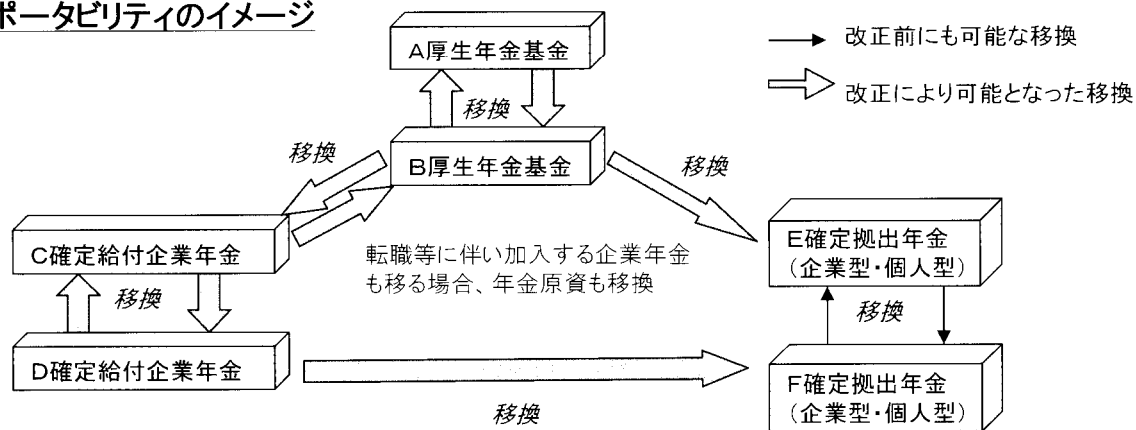
企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)

(平成17年10月実施)

○ 厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とします。この移換が困難な場合は、企業年金連合会(厚生年金基金連合会を改称)で引き受け、年金として受給できる途を開きます。

○ 厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とします。

ポータビリティのイメージ



(注1) 厚生年金基金連合会(改正後は「企業年金連合会」に改称)においては、改正前は厚生年金基金を脱退した場合にのみ移換の受入れが可能ですが、改正後は確定給付企業年金などの間でも移換の受入れが可能となります。

(注2) いずれの場合も転職先企業の制度の規約において、移換の受入れが定められている場合に、本人の選択により移換することとなります。

安全で効率的な年金積立金の運用を可能にします。

年金積立金の運用の基本的在り方

- 専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行います。
- 金融市場等への影響に留意しつつ、安全・確実を基本としつつ、特定の運用方法に集中しないように行います。

現 状

- 年金積立金(厚生年金・国民年金)は、平成14年度末の時価で、141.5兆円。さらに、旧資金運用部に預託されていた資金は、平成20年度までに全て償還。
- 厚生労働大臣が、分散投資の考え方にに基づき、長期的に維持すべき資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これを目標に運用。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
68%	12%	7%	8%	5%

(11年財政再計算を前提に、長期的に賃金上昇率を1.5%上回ることを目標として設定)

- 市場運用では債券運用・株式運用とも、長期的に市場平均の収益率を確保することを目標。
- 運用方針に従って、年金資金運用基金が、年金積立金の管理・運用業務を実施。約9割を民間運用機関に委託し、運用を管理。一部国内債券を直接運用。



今後の運用の在り方

運用方法

- 長期的に、安全かつ効率的な運用を行うため、国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行うことが必要。
- 今後巨額な運用資産額となることなどを踏まえ、市場への影響や安定的な運用収益の確保にも留意しつつ、専門的な観点から検討を行い、債券、株式等の具体的な構成割合等を決定。

運用組織

- グリーンピア業務・年金住宅融資業務を廃止し、運用業務に特化。
- 専門性を徹底し、責任の明確化を図るため、専門家集団が運用方針を決定。
→ 組織形態の見直しが必要

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人)を創設します。

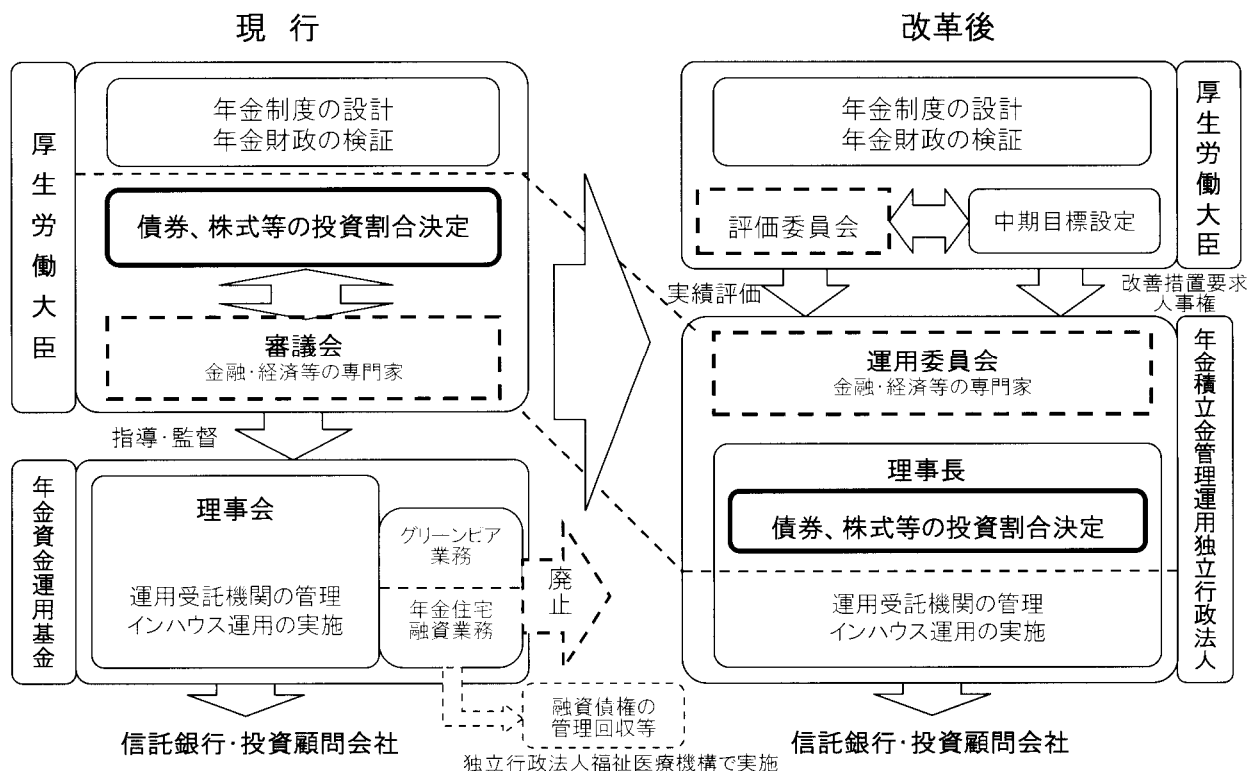
《改革の目的》

専門性の徹底

- ① 法人の理事長に、資金運用に関する高度な知識及び経験を有する者を任命し、法人が運用方針を作成します。
- ② 法人に、金融・経済の専門家等で構成する「運用委員会」を設置し、理事長が作成した運用方針を審議するとともに、法人の運用状況を監視します。
- ③ 施設(グリーンピア)業務・年金住宅融資業務を廃止し、運用業務に特化します。

責任の明確化

- ① 債券や株式への投資割合などの運用方針は、専門家集団である法人が決定することとし、運用業務を一元化します。
(運用方針は運用委員会の議を経て、厚生労働大臣が認可)
- ② 厚生労働大臣が運用業務の中期目標を設定、評価委員会が毎年度、運用実績を評価し、法人役員等の人事、報酬に反映させます。
- ③ 厚生労働大臣は、毎年度、積立金の運用が年金財政に与える影響を検証し、必要に応じ、運用方針の見直しを要求します。



社会保障制度全般の一体的見直しと公的年金制度

平成16年5月6日に合意された自民党、公明党、民主党間の三党合意や衆議院における法案修正(年金改正法附則第3条)などを踏まえ、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、公的年金制度の一元化を含む社会保障制度全般の一体的な見直しについて、検討が行われています。

国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第1項及び第2項

- 1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

社会保障の在り方に関する懇談会

○内閣官房長官の下に「社会保障の在り方に関する懇談会」が設置され、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般の一体的な見直しについて検討。

○社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方や年金制度の体系の在り方を含め、一体的な見直しの検討を行う場として内閣官房長官の下に設置。

○労使代表などの有識者6名と内閣官房長官及び関係5閣僚が参加。

経済財政諮問会議

「経済財政運営と構造改革の推進に関する基本方針2004」(抄)

(社会保障の一体的見直し)

社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。

(年金制度改革)

前述の社会保障制度全般についての一体的見直しにあわせて、体系の在り方について検討する。

社会保険庁改革の推進

- 社会保険は国民の信頼があってこそ成り立つものであり、効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、社会保険庁の抜本的な改革を推進。
- 庁内に社会保険庁改革推進本部を設置し、以下の課題ごとに検討班を設置。
 - ①保険料徴収の徹底、②システムの抜本的見直し、③国民サービスの向上、④予算執行の透明性の確保、⑤個人情報保護の徹底、⑥年金福祉施設の整理

民間の発想や感覚を大胆に導入

- 高い見識に基づくアドバイスを行う顧問的役割を担う方を迎える。
- 各課題に対応するプロジェクトリーダー、アドバイザリースタッフなどを経済界の協力により配置。

運営評議会

- 社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性をチェックするための評議会として社会保険庁長官の下に設置。
- 労使代表、学識経験者等が参加。

- 内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置され、平成16年9月に緊急に対応すべき方策を掲げた「緊急対応プログラム」を示した上で、年内にも中間的にとりまとめ、平成17年度から実施するとともに、組織の在り方についても平成17年の夏を目途に結論を得る。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議

- 社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を行う場として内閣官房長官の下に設置。
- 有識者8名と内閣官房長官及び厚生労働大臣が参加。

～年金は「払い損」なのですか？～

年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金については、「払った分戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。
年金制度は、「世代間扶養」の仕組みであり、個人における損得を考慮すべき性格の制度ではないのですが、そういった声が本当なのか、一定の前提を置いて、各世代の給付と負担(厚生年金については、本人負担分について)試算してみました。

国民年金（基礎年金）の給付と負担の関係について考えてみましょう。

- 平成16年度の年金額（月額66,208円）と引上げが法定されている保険料月額（平成16年度価格）を基に計算すると、2005年生まれの方の場合、保険料総額は811万円、年金総額は1,768万円となります。
- 実際の保険料と年金額は今後の賃金や物価の状況に応じてスライド（変化）させます。今後、賃金や物価が上昇するときには、年金額より保険料を大きくスライドさせることにより、年金財政の均衡を図ることとしています。（保険料のスライド>年金のスライド）
- それでも、基礎年金の国庫負担割合は1/2に引き上げられるため、納めた保険料の1.7倍の給付が受けられる計算となります。

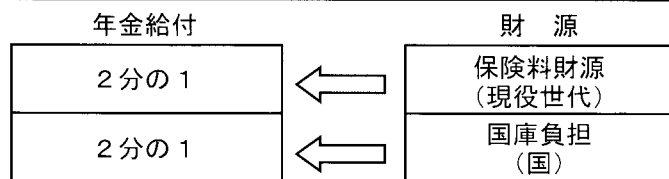
◇1975年生（2005年に30歳の者）			
① 保険料総額	； 739万円	+ 保険料スライド分	[=1,000万円]
② 年金給付総額	； 1,721万円(66,208円×21年8月)	+ 年金スライド分	[=1,800万円]
倍率[②/①]	； 1.8倍		
◇1985年生（2005年に20歳の者）			
① 保険料総額	； 786万円	+ 保険料スライド分	[=1,200万円]
② 年金給付総額	； 1,755万円(66,208円×22年1月)	+ 年金スライド分	[=2,100万円]
倍率[②/①]	； 1.7倍		
◇2005年生（2005年に0歳の者）			
① 保険料総額	； 811万円(16,900円×12月×40年)	+ 保険料スライド分	[=1,600万円]
② 年金給付総額	； 1,768万円(66,208円×22年3月)	+ 年金スライド分	[=2,600万円]
倍率[②/①]	； 1.7倍		

注1：保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定。

注2：65歳から60歳時点の平均余命（日本の将来推計人口の前提となっている平均余命、男女平均）まで年金を受給するものと仮定。

注3：[]内の数字は、保険料及び年金給付を各世代が65歳になった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値（平成16年度）に割り引いて表示したものです。〔経済前提（2009年～）；賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%〕

基礎年金の給付は、主にその半分は国庫負担で賄われ、残りの半分は保険料で賄われます。我が国では少子高齢化が急速に進行しており、高齢者が増加する一方、年金を支える現役世代が減少しますが、国庫負担があることにより払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。



※ 国庫負担は平成21年度までに段階的に2分の1に引き上げられることとされている。

また、国民年金(基礎年金)と厚生年金についていろいろな世代でスライドを考慮した計算を行うと、どの世代をみても、支払った保険料の、**厚生年金では2.3倍、国民年金(基礎年金)では1.7倍以上**の給付が受けられる計算となります。決して「払い損」ではありません。

世代ごとの給付と負担（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1935年生	1945年生	1955年生	1965年生	1975年生	1985年生	1995年生	2005年生
保険料	670万円	1,100万円	1,600万円	2,200万円	2,800万円	3,300万円	3,700万円	4,100万円
年金給付	5,500万円 4,300万円	5,100万円 4,200万円	5,100万円 4,800万円	5,900万円	6,700万円	7,600万円	8,500万円	9,500万円
比率	8.3倍 6.4倍	4.6倍 3.8倍	3.2倍 3.0倍	2.7倍	2.4倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍

【国民年金(基礎年金)】

	1935年生	1945年生	1955年生	1965年生	1975年生	1985年生	1995年生	2005年生
保険料	230万円	390万円	600万円	830万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円
年金給付	1,300万円	1,300万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,100万円	2,300万円	2,600万円
比率	5.8倍	3.4倍	2.3倍	1.9倍	1.8倍	1.7倍	1.7倍	1.7倍

※ 保険料及び年金給付は、各世代が65歳になった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値（平成16年度）に割り引いて表示したものです。「経済前提（2009年～）：賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%」

※ 【厚生年金（基礎年金を含む）】については、標準的な年金受給世帯における給付と負担を推計したものです。1935年生、1945年生、1955年生の方は、60歳台前半に特別支給の老齢厚生年金が支給されますので、年金給付の上段に特別支給分も含めた実際に受けられる年金額、下段に65歳以降に受けられる年金額を記載しています。

- 年金制度における世代間の給付と負担の関係をみるときは、
- ① 都市化、核家族化による、「私的扶養」から年金制度を通じた社会的な扶養へ移行してきたこと
 - ② 少子化と長寿化の進行により、現役世代の扶養負担が高まっていること
 - ③ 生活水準が向上するにつれて、実質的に保険料を負担する能力が高くなってきたこと
 - ④ 先世代の努力で整備されてきた教育や社会資本を、後世代は享受できることなど、長い年金制度の歴史の中での諸状況の変化を十分に考慮に入れて議論しなければ、歴史観のない議論になってしまいます。
- したがって、年金制度における給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じることはできないことに、十分留意することが必要です。

～年金の福祉施設などについても徹底した見直しを行います～

- グリーンピアや、厚生年金会館、厚生年金病院などの年金の福祉施設は、年金資金を被保険者にも福祉還元すべきとの審議会の意見や国会での附帯決議も踏まえて設置されてきたものです。実際に多くの方に利用されてきており、年金給付がまだ本格的でなく、民間部門で類似の施設が少ない時代には一定の役割を果たしてきました。

【現 状】

- ◇大規模年金保養基地(グリーンピア)
 - ・全国13施設
 - ・平成15年度までに延べ4,400万人が利用
- ◇年金住宅融資
 - ・貸付額累計:25.8兆円(延べ400万件)(平成15年度末)
- ◇年金の福祉施設
 - ・全国265施設
 - ・平成15年度1年間で延べ4,400万人が利用
 - ・運営状況は、全体の約8割が黒字であり、施設全体の収支も黒字

- しかしながら、民間の類似施設の普及など、福祉施設を取り巻く状況は大きく変化しています。また、年金給付の原資である保険料財源を、年金給付に関係しない福祉施設に使ってきたことに対するご批判の声があることも、十分に受け止めなければなりません。
- こうしたことを踏まえ、「年金給付に関係しないことに保険料財源を使わない」ということを基本的考え方として、年金の福祉施設については、徹底した見直しを行うこととしています。

【見直しの方向性】

- ◇大規模年金保養基地(グリーンピア)
 - ・平成17年度までに廃止
- ◇年金住宅融資
 - ・平成17年度までに廃止
 - ・融資債権の管理・回収は、「年金積立金管理運用独立行政法人」は行わず、独立行政法人福祉医療機構が実施
- ◇年金の福祉施設
 - ・与党合意(平成16年3月10日)等を踏まえ、例外なく整理し、国民の皆さまのご理解をいただけるよう、整理合理化を行うとともに、福祉施設の運営を委託している公益法人の在り方についても見直しを行います。

改正事項 施行期日一覧

平成16年 10月	○ 厚生年金保険料の引上げ	11ページ
	○ 基礎年金国庫負担割合の引上げ	12ページ
	○ 年金額の伸びの調整(マクロ経済スライド)	14ページ
	○ 給付水準50%の確保	16ページ
	○ 所得情報の取得	24ページ
	○ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	27ページ
平成17年 4月	○ 国民年金保険料の引上げ	11ページ
	○ 次世代育成支援の拡充	20ページ
	○ 60歳台前半の在職老齢年金制度の改善	21ページ
	○ 第3号被保険者の特例届出の実施	23ページ
	○ 若年者に対する納付猶予制度の創設	24ページ
	○ 保険料免除申請の遡及	24ページ
	○ 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除	26ページ
	○ 厚生年金基金の解散の特例措置	26ページ
平成17年 10月	○ 確定拠出年金の中途引出し要件の緩和	27ページ
	○ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)	27ページ
平成18年 4月	○ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給	22ページ
	○ 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長	22ページ
	○ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設	28ページ
平成18年7月	○ 多段階免除制度の導入	24ページ
平成19年 4月	○ 離婚時の年金分割	19ページ
	○ 高齢期の遺族年金の支給方法の変更	20ページ
	○ 子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の見直し	20ページ
	○ 中高齢寡婦加算の支給対象の見直し	20ページ
	○ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入	21ページ
	○ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整	21ページ
平成20年 4月	○ 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割	19ページ
	○ 年金個人情報通知の定期的な通知(ポイント制)	25ページ